

千葉県少年自然の家（仮称）

整備事業

VE提案要領

平成14年5月10日

千葉県教育委員会

目 次

1	総則	1
2	V E 提案の範囲	1
3	V E 提案に関するスケジュール	1
4	V E 提案内容に関する質問及び回答	2
5	V E 提案書の提出	2
6	V E 提案審査結果の通知	3
7	設計図書の変更	3
8	責任の所在	4
9	費用の負担	4
1 0	V E 提案の内容の保護	4
1 1	著作権	4
1 2	問合せ先	4

1 総則

本「V E 提案要領」は、市が本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、配布する入札説明書等の一部として配布するものである。

本事業において、入札参加者は、市が求める機能・性能を低下させることなく、ライフサイクルコストの縮減、施設本体の価値の向上、提供するサービス水準の向上などのために、V E 提案を行うことができる。

なお、V E 提案は入札参加者の任意であり、V E 提案の提出の有無およびV E 提案の採否によって、応募を妨げられるものではない。

2 V E 提案の範囲

V E 提案の範囲は、施工方法および工事材料など本施設の設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 機能、性能、品質が著しく低下するもの
- (2) 工期の延長を伴うもの
- (3) 周辺地域に対して工事中の騒音、振動などが増加するもの
- (4) 環境負荷が増大するものおよびリサイクル率が低下するもの
- (5) 構造耐力上主要な部分に変更を伴うもの
- (6) デザインが設計の意図と大きく異なるもの
- (7) 設備計画に大幅な変更を伴うもの

3 V E 提案に関するスケジュール

V E 提案に関するスケジュールは、下記の表のとおりとする。

V E 提案に関するスケジュール（予定）

平成14年 5月10日(金)	入札公告及び入札説明書等の交付（V E 提案要領を含む）
平成14年 5月27日(月)	V E 提案内容に関する質問受付
平成14年 6月10日(月)	V E 提案内容に関する質問に対する回答（個別回答）
平成14年 6月17日(月)	V E 提案書受付
平成14年 6月28日(金)	V E 提案審査結果の通知（個別通知）
平成14年 8月27日(火)	入札及び提案書の受付

4 VE 提案内容に関する質問及び回答

VE 提案内容に関する質問及び回答は、次のとおり行う。

- (1) 受付日時：平成14年5月27日(月) 午前9時～正午，午後1時～午後5時
- (2) 提出方法：質問書提出届及び質問書（第1号，第2号様式）に記入のうえ，市へ持参または書留郵送（受付日時必着）により提出すること。提出形式は印刷文書及びそれらを保存した3.5インチフロッピーディスク（使用ソフトはMS Wordとする。）によること。ただし，VE 提案要領に対する質問など入札参加者のノウハウ等に関連しない質問については，当該質問書では受け付けないため，入札説明書等に関する質問として，入札説明書に従いEメールで提出すること。
- (3) 提出先：千葉市教育委員会 生涯学習部 青少年課
〒260-8730
千葉市中央区問屋町1-35千葉市ポートサイドタワー11階
tel. 043-245-5973
- (4) 回答：VE 提案内容に関する質問に対する回答は，平成14年6月10日(月)に，質問者に対して個別に行う。

5 VE 提案書の提出

(1) 提出物

VE 提案を行う入札参加者は，次に示す各様式の書類ならびに提案の採否を判断できる資料および図面などを添付して提出すること。

- ア VE 提案書提出届 （第3号様式）
- イ VE 提案書総括表 （第4号様式）
- ウ VE 提案書 （第5号様式）
- エ VE 提案事前判定結果回答書 （第6号様式）

各様式は，MS Wordにより作成し，それらを保存した3.5インチフロッピーディスクをあわせて提出する。

提出されたVE 提案については，必要に応じて各入札参加者に対するヒアリングなどを実施し，提案内容の確認を行う。

なお，提出されたVE 提案書類（添付資料を含む）は返却しない。

(2) 提出部数

(1)のアおよびエは1部，イとウおよび資料・図面などはまとめてA4縦長左綴じとしたうえで10部提出する。

(3) 提出日時

平成14年6月17日(月)

午前9時～正午，午後1時～午後4時（郵送による場合は，当日必着とする）

(4) 提出場所

千葉市教育委員会 生涯学習部 青少年課

住所：〒260-8730 千葉市中央区問屋町1-35千葉市ポートサイドタワー11階

電話：043-245-5973

(5) 提出方法

提出場所に持参又は郵送により提出すること。

6 VE 提案審査結果の通知

(1) VE 提案の採否に関する事前判定

入札参加者から提出されたVE提案について、下記に示す観点から当該VE提案の採用・不採用を事前判定する。この時点では、VE提案の優劣の評価や採点などは行わない。

VE 提案の事前判定の観点

事前判定項目	事前判定の視点
機能，性能，品質	設計図書の水準を維持または向上すること。
VE 提案による効果	ライフサイクルコスト縮減等の効果が期待できること。
VE 提案の実施方法	実現可能な実施方法が具体的に明記されていること。

(2) VE 提案の事前判定結果の回答

VE提案の事前判定結果については、平成14年6月28日(金)に、VE提案を提出した入札参加者に対して文書により個別に回答する。入札参加者は、採用と判定されたVE提案については、これを反映した提案書を提出することができる。入札参加者は、この時点でVE提案の反映を取り止めることもできる。

なお、VE提案の事前判定結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(3) VE 提案の内容に関する審査

提案書類に反映されたVE提案については提案書の一部として、入札説明書に添付する落札者決定基準に従って評価する。

7 設計図書の変更

選定された事業者がVE提案に基づいて実施設計図書の変更を行おうとする場合、実施設計を担当した下記の設計事務所（以下「設計事務所」という。）において実施設計図書の変更を行わなければならない。なお、VE提案を実施する場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく所定の手続きは、SPCの責任により設計事務所が行う。

設計事務所：(株)山下設計（東京都品川区南大井6-26-1）

また、変更した実施設計図書は市により確認を行う。SPCは、VE提案に基づく設計変更後速やかに工事別内訳書を市に提出する。

なお、入札参加者が有する工業所有権などの排他的権利やその他の権利について、実施設計図書を変更するために必要となる権限は設計事務所に付与するものとする。

8 責任の所在

既に完了している実施設計図書に関する品質は市が保証する。ただし、V E 提案によって変更された設計内容およびその変更が影響を及ぼす部分について、品質保証および発生する費用負担など一切の責任はS P Cが負うものとする。また、市がV E 提案を採用と判定したことをもって、S P Cの責任が軽減または免除されるものではない。ただし、設計上の責任は、全て設計事務所が負うものとする。

9 費用の負担

V E 提案に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。S P CがV E 提案を実施する場合、実施設計図書の変更に要する費用はS P Cの負担とし、その金額については、V E 提案審査結果回答書（第6号様式）において市が指示する。また、実施設計図書の変更により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続に要する費用は、S P Cの負担とする。

10 V E 提案の内容の保護

入札参加者のV E 提案の内容については、入札参加者のノウハウ、技術力、創意工夫に関わる部分が多いことから、V E 提案の採否に関わらず、その部分が一般的に使用されている状態であると市が文書その他のもので合理的に判断できる場合以外は、市は無償で使用できないものとする。ただし、入札参加者の承諾を得た場合は、市はこれを使用できるものとする。なお、工業所有権などの排他的権利を有する提案については、この限りではない。

11 著作権

設計図書に関する著作権は、市および設計事務所の共有に帰属する。V E 提案に基づき変更された設計図書の著作権も同様とする。

12 問合せ先

〒260-8730

千葉県千葉市中央区問屋町1-35千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会 生涯学習部 青少年課

電話 (043) 245 - 5973

第 1 号様式

平成 14 年 5 月 日

V E 提案内容に関する質問書提出届

千葉市長 鶴岡 啓一 あて

会 社 名 _____
代 表 者 名 _____ (印)
所 在 地 _____

千葉少年自然の家（仮称）整備事業に関する V E 提案内容について，第 2 号様式に示すとおり質問がありますので，提出します。

なお，V E 提案内容に関する質問の担当者として，以下の者を置くこととします。

V E 提案要領および V E 提案内容に関する質問の担当者

会社名	
所 属	
氏 名	
電 話	
F A X	
E-mail	

第 2 号様式

V E 提案内容に関する質問書

		番号 ¹
実施設計図書（実施設計図） 区分 ²		項目
質問内容		

		番号 ¹
実施設計図書（実施設計図） 区分 ²		項目
質問内容		

1 通し番号を付すこと

2 意（建築意匠）、構（建築構造）、電（電気）、空（空調）、衛（衛生）、外（外構）、昇（昇降機）、展（展示設計）の別を記入すること。

備考 1 質問は本様式 1 枚につき 2 問とし、簡潔に取りまとめて記載すること。

2 V E 提案内容に関する質問は、質問者のみに個別に回答する。

VE提案書提出届

千葉市長 鶴岡 啓一 あて

代表企業 商号または名称 _____
代 表 者 名 _____ (印)
所 在 地 _____

「千葉少年自然の家（仮称）整備事業」の「VE提案要領」に基づき、VE提案書を提出します。なお、VE提案に関する責任者として、以下の者を置くこととします。

VE提案責任者

会社名	
所 属	
氏 名	
電 話	
F A X	
E-mail	

VE提案責任者は構成員であること。

第 5 号様式

V E 提案書

		番号 ¹
1 V E 提案範囲の区分	工種 部位	
2 V E 提案の目的		
3 実施設計図書および業務要求水準書に定める内容と V E 提案との対比（変更方法） ²		
原設計	V E 提案	

1 第 4 号様式の番号と一致させること。

2 図面の縮尺上本欄に収めるのが不適切と判断された場合には，原設計と比較しやすい形で別途図面を添付し，その旨を本欄に記入すること。

